端末保証サービス利用規約

第1条（利用規約）
　本端末保証サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ジェイコムウエスト（以下「当社」といいます。）が提供する「端末保証サービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用にかかわる一切に適用されます
2　当社は、本規約を随時変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の利用規約によります。

第2条（定義）
　本規約において、使用する用語の定義は次の通りとします。

用語	用語の意味
特別事業者	株式会社ジュピターテレコム
特別事業者端末機器（別記2)	特別事業者が別に定める販売契約約款に基づき売り切りをする端末機器をいいます。
登録機器	特別事業者端末機器のうち、本サービスに申込みがされ、保証の対象となる機器。但し、電池パック、ACアダプター等の付属品ならびにアクセサリ類は本サービスの対象ではありません。
交換機器	本サービスにより、登録機器が故障または破損した場合に、当該端末機器の代替品として当社が提供する端末機器をいいます。
リフレッシュ品	交換機器として提供される端末機器のうち、原則として新品ではないものをいいます。
自然故障	登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、登録機器に生じた電気的・機械的故障で且つメーカーの保証規約にて保証の対象となる故障をいいます。
物損	破損、破裂、異常電圧、水濡れ、その他急激な外因による偶然の事故により登録機器に生じた損害をいいます。
メーカー保証	製造メーカーが登録機器に付与する保証をいいます。

第3条（保証内容）
　以下に定める内容を保証内容とします。

項目	内容
本サービス名称	端末保証サービス
保証端末機器	当社が本サービスを提供する機器は、登録機器および交換機器に限定します。それ以外の機器については本サービスの対象となりません。
申込手続き	申込者が特別事業者へ特別事業者端末機器の購入の申込みを行う時点に限り、本サービスの申込みを受付けます。なお、本サービスの申込みにあたっては、当社の定める手続に従い本サービスへの加入を申込み、当社がこれを承諾したときに、本サービスに関する契約（以下「本サービス契約」といいます。）が成立します。本サービスの提供を受けるには、特別事業者端末機器ごとに、本サービス契約が必要です。
保証期間	申込者が購入した特別事業者端末機器を受領した日の属する月を起算月とし、最長36か月間（期間中の将来に向かった無条件解約あ

	り。契約更新はできません。）を保証期間とします。 保証期間は、端末機器を受領した日から開始します。	
サービス内容	保証期間内に端末機器に自然故障及び物損が発生した場合、本規約に基づき、当社が修理及び修復作業に代えて交換機器との交換を実施することをいいます。	
月額利用料金		
交換機器代（特別事業者端末機器①）	1回目	
	2回目	
	3回目以降	19,800円（税込21,384円）
交換機器代（特別事業者端末機器②）	1回目	5,000円（税込5,400円）
	2回目	8,000円（税込8,640円）
	3回目以降	19,800円（税込21,384円）
機器損害金（特別事業者端末機器①）	30,000円（不課税）	
機器損害金（特別事業者端末機器②）	30,000円（不課税）	

第4条（本サービス契約の成立）

本サービス契約は、申込者が当社の定める手続に従い加入を申込み、当社がこれを承諾したときに成立します。

2　当社は、当該申込者との間で本サービス契約の締結を承諾しなかった場合、あるいはJ:COM MOBILE（プランa）契約約款に定める当社からの契約の解除の条項に該当することを理由に本サービス契約を取消した場合、本サービス契約の申込みの承諾を行いません。

3　本サービスの月額利用料は、J:COM MOBILE契約を開始した日の属する月の翌月を起算月とし、契約者は契約期間に該当する月数分、最長35か月間（期間中の解約の場合には、解約月の保証代金の請求を持って終了となります。）の支払いを要します。

第5条（交換機器の提供）

保証期間中に登録機器に、本サービスの対象となる故障または損害が生じた場合、当社は第３条に定めるサービス内容の範囲において交換機器代を契約者が負担することにより、交換機器との交換を行います。

2　修理品（交換前の登録機器をいいます。以下、同じとします。）のプログラムやデータは契約者の責任において保存等を行う事とします。保証内容に、記録媒体、SIMカード、純正でない部品及びその他付加物は含まれません。

3　交換機器の送付および修理品の送付にかかる費用は、本サービスに含まれます。ただし、交換機器の交換に際し、当社に交換機器を送付（宅配便）する場合には、契約者は当社が指定する宅配事業者を利用するものとします。
ただし、本サービスの保証対象外となる故障及び損害の場合には、交換機器の交換にかかる費用の実費を請求します。

4　本条に基づく交換機器の提供により、修理を依頼された登録機器の所有権は、当該交換機器の提供と引き換えに当社に移転するものとし、当社は、事後、かかる登録機器を契約者に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することが出来るものとします。

5　前項に基づき当社が提供した交換機器が万が一動作しない場合は、契約者は交換機器の受領の日から1週間以内に別記の当社「契約者窓口」に再度連絡するものとします。この場合、当社は交換機器を再度無償で交換し、故障品を回収します（交換機器の受領の

日から8日以降には、交換機器の不具合は、通常の故障として対応します。）。当社より提供した交換機器の初期不良（受領の日を含む7日間に発覚した不具合、以下同じ）にかかる送料等の費用は当社にて負担します。

6 本サービスにより当社が契約者に提供する交換機器は、原則として特別事業者端末機器と同一機種および同一色のものとします。ただし、特別事業者端末機器と同一機種または同一色の機器が製造中止、在庫の枯渇等の事由により調達困難な場合、特別事業者端末機器と同等かそれ以上の機能を有すると当社が判断する機種または色の端末機器を交換機器とします。

7 交換機器に搭載されるオペレーティングシステムのバージョンは、故障または損害発生時に当該端末機器に搭載されていたオペレーティングシステムのバージョンと異なる場合があります。

8 交換機器には、新品とリフレッシュ品があります。交換機器は新品とは限りません。当社は、交換機器の提供の際、当社の都合により任意にいずれを提供するかを選択できるものとし、契約者はこれに対し一切の異議を述べないものとします。

9 契約者が交換機器を受領後、2週間を経過しても修理品が当社に届かない場合には、登録機器の代金（機器損害金）を請求します。

第6条（データ）

本サービスに基づく交換機器の提供の前に、登録機器のプログラムやデータのバックアップ等の必要な措置を講じ、交換機器を受領する前にそのプログラムやデータ等（個人情報を含みます）を削除することは全て契約者の責任において実施するものとし、当社は一切関与しないものとします。

2 本サービスにより、回収した登録機器の契約者の固有のデータやプログラムは、消去します。当社は登録機器に格納された契約者固有のデータまたはプログラムに対する保証は一切責任を負いません。

3 契約者が契約者固有のデータまたはプログラムを削除せず、万一の事故によりデータが流出・漏洩等が発生した場合でも、当社は一切責任を負いません。

第7条（失効）

次の場合、本サービスに基づく保証は失効するものとします。

(1) 保証期間が終了したとき。
(2) 契約者が本サービス契約の解約を申し入れたとき。
(3) 契約者が保証期間終了前に第三者に対し登録機器を贈与、または譲渡されたとき。
(4) J:COM MOBILE契約を解約または解除したとき。

第8条（初期不良）

初期不良等の理由により、登録機器に対する交換品（新品）がメーカーまたは販売店から提供された場合は、当社「契約者窓口」までご連絡下さい。登録機器の製造番号の登録変更手続きを行います。本通知が当社へ行われなかった場合、保証を受けられなくなることがありますのでご注意下さい。また、本条での交換品が提供された場合においても、保証書に記載された保証終了日は変更されません。

第9条（保証対象外の費用等）

次のいずれかに該当する費用は、本サービスの対象外となります。

(1) 登録機器の修理において、契約者が申告した故障または損害等の現象が再現しない場合。また、現象が再現しない場合の予防修理費用。

(2) 交換機器への交換にかかる費用以外の費用。
(3) 登録機器の購入後に取り付けられた付加物（メーカー純正部品を含む）の故障、またはこれらの付加物に起因する故障、損害にかかる費用。
(4) 本サービス規約の第9条（保証対象外の費用等）、第10条（保証の対象とならない場合）に該当する場合に発生する費用。
(5) 本サービスの修理品の送付に際して、契約者が修理品以外を添付したことによる当社から契約者への添付品の返送費用。また、送付された内容物に、修理品が含まれていなかった場合、契約者が修理品を当社へ再送するためにかかる一切の費用。

2　前項各号に定める事項は、交換機器においても準用します。

第10条（保証の対象とならない場合）

直接・間接に関わらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた登録機器の損害については本サービスの対象外とします。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による登録機器に生じた故障または損害。
(2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波またガス害・塩害・公害による登録機器に生じた損害。
(3) 登録機器の自然の消耗、磨滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由。またはねずみ食い、虫食いにより登録機器に生じた故障または損害。
(4) 登録機器のオプション製品・バッテリー・ACアダプタ・アクセサリー等、購入後追加された部品（SDカード類、SIMカード類、保護シート）の故障または損害。
(5) 登録機器に格納されたソフトウェアのバグ、コンピューターウイルス等による故障または損害、また（4）で記載する製品または部品のインストール・設定等のユースウェア障害または不正なインストールや設定による故障または損害、対象製品の清掃料金。
(6) 登録機器の表示装置パネル及びバックライトの経時による劣化（輝度の低下、フォーカスの劣化、ピクセル抜け、蛍光体の焼き付け等）。
(7) 契約者の登録機器の不適正な使用または不適切な維持・管理による故障または損害。
(8) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性に基づく事故による登録機器に生じた故障または損害。
(9) 地盤変動または地盤沈下を原因とする事故または損害。
(10) 登録機器の故障または損傷に起因して他の接続機器（ソフトウェアを含みます）に生じた故障もしくは損傷等の損害。
(11) 登録機器の使用上支障のない外観のキズ、症状の出ない不良等。
(12) 登録機器の移動、誤用、不注意、消耗品の使用及び機械及びソフトウェアの改造（ジェイルブレイク等含む）。
(13) 登録機器の機械、機構の仕様、ソフトウェアのプログラムの仕様及び日本国外で生じた損害または日本国内で修理不可能な故障及び損害。
(14) 登録機器の差し押さえ、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。
(15) 登録機器の盗難、紛失、詐欺または横領による損害。
(16) 契約者の故意・重過失により生じた損害。
(17) 契約者が申告した故障症状が、当社にて保証の対象と判断できない、または再現できない場合。

(18) メーカーの倒産、事業撤退等によりメーカーがその責任により本製品の修理が行えない場合（事業継承等が発生し、メーカーと同水準・同条件にて修理可能な第三者がいる場合は除く）。
(19) 本サービス以外の保証契約、または保険契約を用いて修理または保証が可能な故障及び損傷の場合。
(20) 提携事業者または当社の指定した方法以外の方法を用いて修理を行った場合。
(21) 保証期間が終了した後（本サービスの失効を含む）に故障の報告または修理の請求がなされた場合。
(22) メーカーが登録機器のリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部位にかかる登録機器の修理。また、リコールの結果、代替品が提供された場合の当該代替品。
(23) 登録機器の故障または損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます）。
(24) 登録機器の故障または損傷に起因して生じた登録機器その他の財物使用の阻害によって生じた損害（逸失利益等の間接損害・経済損害）。
(25) 契約者本人以外からの申告の場合（但し、やむを得ない事情により家族・または正式な代理人からの申請手続きであり、それが証明された場合を除く）。

2 前項各号に定める事項は、交換機器においても準用します。

第11条（支払に関する条件等）

月額利用料金、交換機器代等の支払方法その他支払に関する条件は、本規約に定めるものをのぞき、J:COM MOBILE（プランa）契約約款に定めるところによります。

第12条（契約の解除）

次のいずれかに該当する場合、当社は本サービスの契約を解除します。

(1) 当社は、契約者が本規約、J:COM MOBILE（プランa）契約約款に定める当社からの契約の解除の条項に該当した場合、本サービス契約を解除することができます。
(2) 前号解除権の行使は、当社から当該契約者に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。
(3) 本条第１号により本サービス契約が解除された場合、契約者は、当該時点で当社に対して負担する本サービスの利用に係わる一切の債務（本規約、J:COM MOBILE（プランa）契約約款に基づく債務に限定されません。）につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに現金で一括し当社に支払わなければなりません。

第13条（契約者による本サービス契約の解除）

契約者が本サービス契約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知します。この場合、契約者から当社に対してかかる通知があった日をもって、本サービス契約は解除となります。但し、解除のあった当月に既に支払われた月額費用の返金は行いません。

2 契約者がJ:COM MOBILE契約を解除したときは、第1項を適用します。

第14条（個人情報）

当社は、契約者の個人情報を適切に保護し、本サービスの提供及び本サービスの提供に必要な合理的な範囲で利用させて頂きます。

2 当社は、次の各号に該当するときを除き契約者の個人情報を第三者に提供いたしません。

(1) 契約者の同意がある場合。

（2）契約者個人の識別が出来ない統計データ等二次的データとして開示する場合。
（3）法令により開示が求められた場合。
（4）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
（5）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
（6）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3　当社は、契約者またはJ:COM MOBILEの利用者の個人情報を、本サービス履行の目的のために必要な範囲内で外部事業者に委託する場合があります。

4 当社は、本サービスの提供に当たって、本契約者から取得した個人情報については、当社のJ:COM MOBILEサービスの加入申込書における＜個人情報の取り扱いについて＞の同意事項を本サービスの提供においても有効とします。

5 本サービスの提供における個人情報の取り扱いは、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

第15条（本サービスの提供の中止）

当社は次の各号に定める事由のいずれか一つ発生したとき、契約者に何らの催告を要せず、直ちに本サービスの提供を中止することが出来るものとします。その場合に、既に支払われた月額料金は返還しません。

（1）本サービスの条件に違反し、書面による催告後30日以内に当該違反が是正されないとき。
（2）差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、または競売を申し立てられたとき。
（3）自ら振出もしくは引き受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
（4）民事再生、会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てを行ったとき。
（5）資本の減少、営業の廃止もしくは変更、解散または組織変更の決議をしたとき。
（6）その他財産状態が悪化したとき、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第16条（反社会的勢力の排除）

契約者は、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

（1）暴力団
（2）暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
（3）暴力団準構成員
（4）暴力団関係企業
（5）総会屋等
（6）社会運動等標ぼうゴロ
（7）特殊知能暴力集団等
（8）前各号の共生者
（9）その他前各号に準ずる者

2　契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

（1）暴力的な要求行為
（2）法的な責任を超えた不当な要求行為
（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社等の信用を毀損し、又は当社等の業務を妨害する行為
（5）その他前各号に準ずる行為

3 次の各号のいずれかに該当し、本サービスを締結すること、又は本サービスを継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、契約者との本サービスの契約について、解除等（本サービスの契約の申込みを承諾しないこと又は催告なしに本サービスの契約を解除することをいいます。）を行うことができるものとします。

（1）契約者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
（2）契約者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
（3）契約者が第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
（4）前3号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

4 前項の規定の適用により、本サービスの契約が解除された場合、契約者は、本サービスの契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

5 前2項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、契約者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

第17条（損害賠償）

契約者は、本サービスに関して当社の責に帰すべき事由により損害を被った場合、現実に発生した直接かつ通常の損害に限り当社に請求出来るものとします。

第18条（交換部品等の所有権）

本サービスの修理保証に則って交換機器と交換された修理品の所有権は、全て当社に帰属するものとします。

第19条（合意管轄）

本サービスに関する契約者と当社の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第20条（本サービスの利用中止）

契約者が本サービスのご利用を途中で中止した場合であっても、当社はお支払い頂いた代金を返金いたしません。

別記

1　提携事業者

ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ株式会社

2　特別事業者端末機器

① LGS01

② LGT01

附則
（実施期日）
この規約は、平成27年10月29日から実施します。